

公益社団法人日本フェンシング協会
選手個人への助成に関するガイドライン

施行 令和3年10月17日

1 目的

本ガイドラインは、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「当協会」という。）の登録選手（以下「選手」という。）個人に対する助成に関するルールを定め、助成を行う個人又は事業者（以下「助成者」という。）の助成が円滑に行われ、公正かつ公平な助成が行われること、もって選手の競技活動が適切に支援されることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、国、地方公共団体、独立行政法人、公益財団法人日本オリンピック委員会等の統括団体その他の公的団体による公的助成金は対象とせず、民間の法人、団体又は個人（以下、総称して「事業者」という。）による助成に適用される。

2 助成の種類

選手個人が受ける助成には、以下のものがある。

(1) 当協会への個人助成の申入れ

選手に助成したい旨の申入れを当協会が受ける場合であり、申入れの際に対象となる選手を特定する場合と、特定しない場合がある。当該申入れは、助成を行いたい事業者のみならず、当協会や助成対象となる選手に対して助成を行いたい事業者をあっせんする民間団体によるものも含む。

(2) 選手個人が情報取得する助成

選手自身がインターネット上のウェブサイトその他により助成の情報を取得する場合である。これには、選手個人が単独で助成者との間で直接助成条件を取り決めることができる場合と、当協会の関与やサポートを要する場合とがある。

なお、助成情報が公開されている場合で選手自身が情報を取得することができる場合は、当協会は、当協会のウェブサイト当該公開情報の案内を掲示したり、個別に選手に当該公開情報を紹介したりすることはない。

3 当協会への個人助成の申入れ

(1) 選手を特定した申入れの場合

この場合、当協会は、助成者の助成条件に従って、当該選手と助成者をサポートする。

(2) 選手を特定しない申入れの場合

選手を特定しない申入れにあっては、当協会は、後記第6項の手順に従って選手を選出の上、助成者の助成条件に従って、当該選手と助成者をサポートする。

4 選手個人が情報取得する助成

助成を受けるにあたり、いかなる場合であっても、選手は、当協会の「協賛（スポンサー）及びマネジメント契約並びに寄付に関する規約」を遵守しなければならない。

選手が助成を受けるにあたり、当協会の推薦や、必要書類の提出等の関与やサポートが必要な場合には、助成の詳細を明らかにする資料を添付の上、当協会に書面にて申し出なければならない。当協会は、申出に従って助成手続きに必要なサポートを行う。

5 当協会の推薦等

(1) 選手が助成を受けるにあたり、当協会の推薦が必要な場合には、当協会は次の要素を考慮の上当該選手が推薦するにふさわしいか否かを判断する。

- 生活態度
 - 時間厳守
 - 施設利用のルール厳守
 - 第三者から注意を受けたことがあるか
- 日本代表選手の行動規範の遵守
- 当協会から過去に処分を受けことがあるか
 - 当該処分の期間が満了して5年が経過しているか
 - 処分から復権しているか
- 同種の助成を受けたことがある場合には、その実績

(2) 上記(1)の判断は、当該選手が所属する種目のコーチが単独で行ってはならず、コーチ、監督及び強化本部長の協議によって行う。

6 助成対象枠がある場合の選手の選出

(1) 前項の当協会の推薦が必要な場合で、助成対象枠が定められていて、候補となる選手の数が助成対象枠数を超えているときは、当協会から助成者に対して選手の推薦を行うにあたり、当協会において対象となる選手を選出する。この場合には、第5項の判断基準に加え、推薦時を基準として、候補となる選手の日本国内ランキングを加味して行うものとする。推薦時における基準によっては選出の順位を決することができないときは、過去の日本国内ランキングや国際大会の成績も参照することができる。

(2) 上記(1)の選出は、第5項(2)の協議担当者によって行い、コンプライアンス本部長の承認を要する。

7 助成の結果

当協会は、助成の結果について何らの責任も負わない。

特に、当協会が推薦した選手であっても、助成者側において助成の合否を決定する手続きがあり、当該手続きによって不合格となった場合、当協会は当該選手に対して何らの補

償、代替措置その他の支援も行わないことを選手は了承しなければならない。

以上